

静岡県訓令甲第2号

本 庁
出 先 機 関

静岡県統計調査事務取扱規程（昭和32年静岡県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">知 事 公 室 各 _____ 部 出 納 室 各 _____ 廳</p> <p>第2条 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する本庁に置かれた課及び室の長並びに同規則第6条に規定する出先機関の長（以下「課長等」という。）は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について知事直轄組織デジタル戦略局データ活用推進課長（以下「データ活用推進課長」という。）に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他データ活用推進課長が必要と認める事項</p> <p>2 データ活用推進課長は、前項の規定による協議を受けたときは、必要に応じて関係する課長等の意見を聴いた上で、同項の県統計調査について助言し、又は意見を述べることができる。</p> <p>3 課長等は、第1項の県統計調査を中止しようとするときは、速やかにデータ活用推進課長に通知しなければならない。</p> <p>4 課長等は、県統計調査以外の統計調査（県がその内部において実施するものを除く。）を実施しようとするときは、あらかじめ、第1項各号に掲げる事項をデータ活用推進課長に</p> | <p style="text-align: center;">本 _____ 庁 出 先 機 関</p> <p>第2条 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第4条に規定する本庁に置かれた課及び同規則第6条に規定する出先機関の長（以下「課長等」という。）は、県統計調査を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について企画部統計活用課長（以下「統計活用課長」という。）に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他統計活用課長が必要と認める事項</p> <p>2 統計活用課長は、前項の規定による協議を受けたときは、必要に応じて関係する課長等の意見を聴いた上で、同項の県統計調査について助言し、又は意見を述べることができる。</p> <p>3 課長等は、第1項の県統計調査を中止しようとするときは、速やかに統計活用課長に通知しなければならない。</p> <p>4 課長等は、県統計調査以外の統計調査（県がその内部において実施するものを除く。）を実施しようとするときは、あらかじめ、第1項各号に掲げる事項を統計活用課長に通知し</p> |

通知しなければならない。通知した事項を変更し、又はその統計調査を中止しようとするときも、同様とする。

第3条 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定による届出は、知事直轄組織デジタル戦略局データ活用推進課を通じて行わなければならない。届出事項の変更の届出についても、同様とする。

第4条 課長等は、統計調査の結果報告書（以下「報告書」という。）を、報告書作成後速やかにデータ活用推進課長へ送付しなければならない。この場合において、特に秘密の取扱いを要するものについては、報告書の表部にその旨を朱書きするものとする。

第5条 データ活用推進課長は、前条の規定により送付された報告書を、その有効かつ適切な活用を図るため、必要な整理及び保存をしなければならない。

なければならない。通知した事項を変更し、又はその統計調査を中止しようとするときも、同様とする。

第3条 統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項の規定による届出は、企画部統計活用課を通じて行わなければならない。届出事項の変更の届出についても、同様とする。

第4条 課長等は、統計調査の結果報告書（以下「報告書」という。）を、報告書作成後速やかに統計活用課長へ送付しなければならない。この場合において、特に秘密の取扱いを要するものについては、報告書の表部にその旨を朱書きするものとする。

第5条 統計活用課長は、前条の規定により送付された報告書を、その有効かつ適切な活用を図るため、必要な整理及び保存をしなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。